

教習変更のお知らせ

令和2年のコロナ休業明け以来、混雑した状態が続き、在校生の皆様にはご迷惑をおかけしております。

昨年9月より教習時限の追加等を実施しておりますが、既にお知らせしております内容に加えまして一部教習の変更がございますのでお知らせします。

これまでお知らせした追加・変更等

① 土曜、日曜、祝日の8時限目の追加実施。

(教習時間は17:20~18:10です。)

- 実車の技能教習とは別に、第2段階のシミュレーターを実施する場合があります。
- 特別実施となりますので、8時限目終了後のスクールバス運行はいたしません。 予めご了承ください。
- 検定のお申し込み等の事務所業務は8時限目開始後には承ることができません。 ご希望の方は8時限目開始までにお問い合わせいたします。

② 技能教習予約日程表(教習手帳3ページ参照)の土曜日6時限目を当面の間、第2段階専用とします。

今回の変更点

上記①の8時限目の追加教習は、これまですべて第1段階専用として実施していましたが、**3月13日(土)以降当面の間、卒業検定前日の土曜日8時限目は第2段階専用(教習時間は同様に17:20~18:10)**といたします。

(3月は13日と27日が対象です。4月以降も当面の間、継続します。)

お間違えの無いよう、お願いいたします。

令和3年3月3日

阪神ライディングスクール 管理者